

小樽市公式 note 運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小樽市が開設する note の運用のために、必要な事項を定める。

小樽市公式 note は、小樽市の業務、取組、行事等の情報を発信することを通じ、利用者に小樽市への理解を深めていただくとともに、利用者の利便性を高めることを目的とする。

(運営主体)

第2条 小樽市公式 note の運用主体は小樽市とし、管理は総務部広報広聴課が行うものとする。

2 運用するアカウントは次のとおりとする。

小樽市公式 note 「みんなのおたる note」

URL <https://otaru-city.note.jp/>

3 このアカウントのほか、必要に応じ、無料アカウント（以下、「子アカウント」という）を取得し、投稿できるものとする。

(運営主体の明示)

第3条 市は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として小樽市公式 note のユーザーアカウントを市ホームページ上に明示する。

(子アカウント等の開設及び運営)

第4条 子アカウントは、各部署のほか、市が事務局を担う団体や関連団体等で開設できる。

2 子アカウントの管理及び運営は、そのアカウント取得した部署等で行うが、その投稿内容はあらかじめ広報広聴課と協議し、決定するものとする。

3 子アカウントで作成した記事は、小樽市公式 note に集約し、公開する。

4 その他、文化施設等で公式アカウントを開設した場合は、それぞれでの施設等で管理を行うこととする。

(適用)

第5条 この運用要綱は、「小樽市ソーシャルメディア等の作成に関するガイドライン」に準じ、職員が職務の一環として、小樽市公式 note 及び子アカウント等を使って情報発信をする際に適用する。

(情報発信)

第6条 小樽市公式 note は、市政情報等を発信することとする。

(禁止事項)

第7条 小樽市公式 note は、専ら情報発信を行うものとし、原則としてコメ

ント等への個別の返信等は行わず、意見及び問い合わせについては「ご意見・お問い合わせ (https://www.city.otaru.lg.jp/contact/goiken_otoiawase/)」において受け付ける。

- 2 小樽市公式 note 以外のアカウントのフォローやスキ等は、原則として行わないこととする。ただし、小樽市が関連するアカウントに対しては、必要に応じて行うことができる。
- 3 小樽市公式 note の記事の有料販売は行わない。
- 4 前各号に掲げるもののほか、業務上必要と認められる場合は、この限りではない。

(免責事項)

第8条 小樽市は、小樽市公式 note に掲載した情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではない。

- 2 小樽市は、利用者が小樽市公式 note の掲載情報を利用、または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わないものとする。
- 3 小樽市は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとする。
- 4 小樽市は予告なく運用規定の変更や運用方法の見直し、または運用を中止する場合がある。
- 5 前各号の他、小樽市は小樽市公式 note に関連する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を追わないものとする。

(利用者の書き込みの削除等)

第9条 次の各項に該当する場合は、予告なく削除または非表示等を行うことができる。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人及び団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など小樽市又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想及び信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の許諾なく個人情報等を特定、開示及び漏えいする等プライバシー

を害するもの

- (10) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) 小樽市公式 note で発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (14) 小樽市公式 note で発信する内容に関係ないもの
- (15) その他、広報広聴課が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

(著作権)

第10条 小樽市公式 note に掲載されている個々の情報（文章、写真、イラスト、動画等をいう。）に関する諸権利は、市又は原作者に帰属する。

- 2 利用者は、小樽市公式 note の内容について、私的使用のための複製、引用等、著作権上認められている場合のもの除き、無断で複製又は転用をしてはならない。

(協議事項)

第11条 この要綱に定めていないものについては、総務部広報広聴課と情報を発信する所属とが協議して定めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱の実施について必要な事項は、総務部広報広聴課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月26日から適用する。